

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

可憐なユキヤナギ



ユキヤナギがこんなに可憐な花を付けるとは知りませんでした。花言葉は「愛らしさ」。1cmにも満たない白い花の

可憐さに由来するといわれます。

この写真は、山鹿市の芋生よしやさんのフェイスブックに投稿された写真です。

また、ユキヤナギは3月11日の誕生花とあり、東日本大震災から10年目を迎えたなかで、改めて震災がもたらした傷の深さとともに、「脱原発」の思いを強くしました。



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等（※）の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業所に対する助成制度が創設されました。

助成金の対象となる企業（事業所）

○臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取

得させた事業所

- ・有給の休暇は、労働基準法に定める年次有給休暇とは別であること
- ・令和2年2月27日から3月31日までに取得した有給休暇であること

○助成内容

- ・令和2年2月27日から3月31日において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額
- ・助成の上限は、1日1人当たり8,330円



※雇用調整助成金の特例とは？

「雇用調整助成金」の特例対象が拡大され次のような条件を満たすことで、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ対象となる事業所が拡大されます。

「雇用調整助成金」は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度を今回の感染症の影響を踏まえ、以下の特例措置を設け活用できるようになりました。

（助成内容）

助成率:大企業2分の1・中小企業3分の2

支給限度日数:1年間で100日(3年間で150日)

特例措置:休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用。

特例の対象となる事業主:新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

特例措置の内容:

- ① 休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能
- ② 生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3カ月から1カ月に短縮
- ③ 雇用指標（最近3カ月の平均値）
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象（詳細は、お尋ね下さい）



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

後期高齢者医療の被保険者の特例

Q&A

Q：社員から障害者医療の対象となり、後期高齢者医療被保険者証の提示がありました。会社は、どのような手続きをすれば良いのでしょうか？

A：後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方を対象とする医療制度ですが、その他に65歳以上75歳未満で、一定の障がいについて後期高齢者医療広域連合の認定を受けられた方は、「後期高齢者医療制度」の対象となります。

Q：それでは、健康保険の被保険者資格は喪失してよいのですか？

A：そうです。後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまでの国民健康保険や社会保険（健康保険協会管掌の健康保険等）の資格は喪失することとなります。

Q：2カ月前に後期高齢者医療の被保険者となったようですが、遡って資格喪失手続きはできますか？

A：はい、後期高齢者医療の認定を受けた日を喪失日として手続きは可能です。

Q：後期高齢者医療の被保険者になって2カ月間は、健康保険料を給与から控除していますが、還付されるのでしょうか？

A：当該社員の喪失届を行えば、年金事務所が、その間の当該社員の重複した保険料を計算して、次月以降の会社宛ての請求額を減額調整してくれます。

Q：本人から徴収していた本人負担分の健康保険料はどうなるのでしょうか

A：その間の当該社員の給与から控除していた本人負担の健康保険料は、会社から還付することになります。

ブーゲンビリアが咲いた

ブーゲンビリアは、この通信に3度目の登場です。事務所の近くのホテルで屋上近くまで外

壁をピンク色に染めるブーゲンビリアに魅了されて以来、鉢植えを育てています。一度は、霜の影響で枯れましたが、冬は、室内で管理すること



で毎年可愛い花を愛でることができています。



あとかき

新型コロナウイルス感染症の影響から、「不要不急の外出を控えるように」との自粛要請が広がるなか、道路や駐車場から車は激減し、街の活気が失われた気がします。

2月下旬以降、研修会や会議が中止となり、随分行動範囲が狭くなったこ

ともあって。一面に載せた「ユキヤナギ」の花が、実は我が家の庭にも咲いていたことを発見。この花は、「百日紅の花木」と思って数年前に植えたもの。「やっと花芽がついた！」と喜んだものの百日紅とは違う。ネットで調べてみたらピンクのユキヤナギでした。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com